

平成25年6月7日	報告
第15回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

1. 申出者対応部門(仮称)の設置について

平成25年6月7日
厚生労働省保険局総務課

申出者対応の充実に向けて：申出者対応部門の外部委託

➤ 「報告書」抜粋

「現在、申出者とのやりとりにおいては厚生労働省保険局総務課が事務局として対応しており、有識者会議における審査のための事前相談、審査後の申出の承諾、不承諾の通知及び説明等を行っているが、第1回特別抽出の申出審査の際に設けたデータ提供が不承諾となった提供依頼申出者の意見提出では、申出の際の書類等についての記載方法等、提供依頼申出者から見て不明瞭な点があるとの指摘がある等、現行においては、提供依頼申出者と、事務局及び有識者会議間での意思疎通が十分とは言えない。」ことから、「提供依頼申出者とのコミュニケーションを活性化する方法についても検討することが望ましい」
「データ提供を運用する体制を充実させていくことが望ましい」と提言されている。



- 「報告書」での提言を受け、これまで事務局が対応していたレセプト情報等の第三者提供に係る事業について、平成25年10月より外部組織に委託することとしている。
- 現時点で外部委託を予定している具体的な業務の具体的な例は、以下の通りである。
 - ✓ 申出者向けに開催する事前説明会の立案、運営
 - ✓ 申出者からの提供依頼申出の概要整理
 - ✓ 第三者提供に関する研究者等からの照会事項への対応、等
- 外部委託後も厚生労働省保険局総務課と委託業者とは情報交換を密に実施するとともに、第三者提供業務に対する学術的側面からの支援を、平成25年度厚生労働科学研究の研究班から得ることとしている。

2. 平成25年度厚生労働科学研究
「レセプト情報・特定健診等情報
データベースの利活用に関する研究」
について

平成25年6月7日
厚生労働省保険局総務課

平成25年度厚生労働科学研究について

- これまでの有識者会議における議論では、レセプト情報等に対して以下の課題が指摘されてきた。
 - ① 試行期間中に承諾された申出数は少数にとどまった。その理由の一つに、申出者が本データについて正確に把握できていないことが挙げられており、申出者との情報共有を進める必要がある。
 - ② データに表記が省略されている箇所があるなど、利用者にとって分析に適したデータ構造となっておらず、格納されたデータ自体にも欠損、不具合がしばしば確認されている。こうしたことから、データの精度管理は不可欠の課題であるが、現状はそうしたデータ管理の手法や体制が構築されていない。

- 「報告書」において、「レセプト情報等データベースのデータ提供にあたっては、厚生労働科学研究等の枠組みを活用するなどして、これまで以上に効率のよいデータ提供が可能となる仕組みについて、検討を進めていく必要があると考える。」との提言がなされた。

- これら課題及び提言に対し、平成25年度厚生労働科学研究として、「レセプト情報・特定健診等情報データベースの利活用に関する研究」では、それぞれの課題に対する研究に着手しているところ。

① 申出者対応を充実させるための研究

米国や台湾の運用方法を検証し、我が国における申出者対応部門の体制作りについて研究を行う。また、平成25年10月に予定している申出者対応部門の外部委託にあわせ、研究の実現可能性やその具体策等の助言をはじめ、本データを活用した研究を支援するセミナーの企画・立案等、対応窓口への学術的支援を中心とした、第三者提供を円滑に運用する手法についての研究。

② データ精度を管理するための研究

医療機関から審査支払機関、更にはデータセンターへとデータが格納される手順を大局的に把握し、データが正しく格納されているかどうかを継続的に評価する手法を確立するとともに、データベースの特性や精度の評価、より精度の高いデータベース構築のための課題抽出と対応策の設定等、適切なデータ管理についての研究。

3. 「申出者向けマニュアル」の作成について

平成25年6月7日
厚生労働省保険局総務課

申出者向けマニュアルについて

- 「報告書」において、「提供依頼申出者とのコミュニケーションを活性化する方法についても検討することが望ましい」と提言されたことを踏まえ、レセプト情報等の利活用にあたり申出者が参照できるマニュアルを作成中である。後日、当室ホームページよりダウンロードできるよう整備する予定である。
- 本マニュアルは、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に準拠しつつ、申出・研究に関連する事項の紹介もあわせ、以下の内容により構成されている。
 - ✓ はじめに
 - ✓ 本データベースを用いて、こんな研究ができます
 - ✓ データベースに含まれる情報について
 - ✓ 申出にあたっての申出者要件について
 - ✓ 具体的な申出手続きについて
 - ✓ 申出に対する審査について
 - ✓ 審査後の流れについて
 - ✓ レセプト情報等の特徴について

4. 各種会議における
レセプト情報等データベースの
利活用に関する議論について

平成25年6月7日
厚生労働省保険局総務課

各種会議等におけるレセプト情報の利活用に関する議論

- 各種会議において、レセプト情報を含む医療情報の利活用に関する議論が盛んに行われているところである。
- これらの議論のなかには、レセプト情報・特定健診等情報データベースを直接対象とするものもあれば、レセプト情報、あるいは診療に関する情報全般を対象するものもあるが、いずれも、利活用の提案に関するものである。

第11回産業競争力会議(平成25年6月5日)(資料1-1「成長戦略(素案)」)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

Ⅱ. 戦略市場創造プラン

テーマ1 : 国民の「健康寿命」の延伸

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組み

① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることが出来る社会

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策

○医療・介護の電子化の促進

・医療の質の向上や研究基盤の強化を進めるため、国が保有するレセプト等データの利活用を促進する。このため、民間企業も、行おうとする研究が国の行政機関から費用の助成を受けているものである場合には、レセプト等データの提供を申し出ることができることを含め、データ提供の申出者の範囲について周知徹底する。さらに、幅広い主体による適時の利活用を促すため、データ提供の円滑化や申出者の範囲について検討する。

5. 平成24年度～平成25年度
厚生労働科学研究
「汎用性の高いレセプト基本データセット
作成に関する研究」の進捗状況について

平成25年6月7日

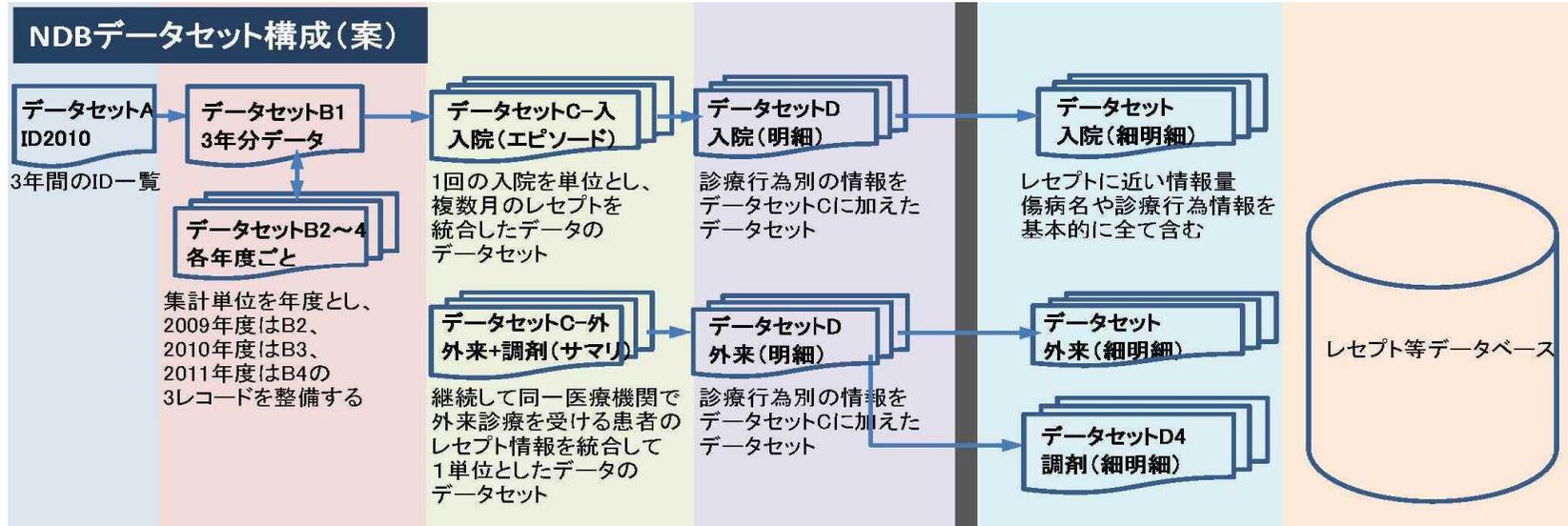
医療経済研究機構 満武 巨裕

研究の概要について

- 本研究「汎用性の高いレセプト基本データセット作成に関する研究」は、第8回有識者会議において検討された「傷病や診療行為等、さまざまな研究目的に対して最適化されたデータセットの整備」を受けた研究で、平成24年度に採択されたものである。
- 本研究では、おおむね以下の研究を行うこととしている。
 - ✓ 匿名化等のセキュリティ対策を施した汎用性の高いレセプト基本データセットの設計・作成を目的とする。
 - ✓ 分析を行いやすい抽出率の検討、アウトライヤーの処理等、統計的検証も行う。
 - ✓ 一定期間のレセプトを個人ID毎に統合し、最小限の情報しか含まないデータセットから、相当程度の情報を含むデータセットまで、複数の水準で基本データセットを整備する。
 - ✓ 特定健診・特定保健指導情報とレセプト情報を紐付けたデータセットの作成も行う。
- 基本データセット作成は保険局が所有するレセプト情報等データを用いて行っているが、全データを使って分析するのはデータセンターでの抽出作業に時間を要し他業務への影響が大きくなることから、以下の要領で抽出したデータを分析対象とした。
 - 2009年度、2010年度、2011年度の全レセプト・特定健診・特定保健指導データから下記を分析対象とする。
 - 都道府県での区分が可能な保険者（協会けんぽ、市町村国保など）のデータは、47都道府県を8ブロックに分け、それぞれのブロックから都道府県をランダムに人口比約25%となるように選定し、その県のすべての保険者のレセプト情報を抽出する。
 - 全国にまたがる保険者（組合健保、共済組合など）のデータは、全保険者番号から20%をランダムに選定し、その保険者番号を有する情報をすべて抽出する。
 - 都道府県のランダム選定、保険者番号のランダム選定は、第三者に依頼する。
 - 医療機関コード、保険者番号は全く異なる一意の番号を付与する。ただし保険者番号に付与された一意の番号からは、都道府県情報および法別番号情報が確認できる形式とする。
 - 加えて、抽出データとの比較対照用に通年の全数データが必要であることから、2010年度分データを分析対象とする。
- データ利用にあたっては、第三者提供で求められている水準と同等のセキュリティ環境を準備し、データの安全な運用に細心の注意を払いつつ、研究を行っているところである。

現段階での基本データセット(案)について

➤ 現時点で、以下のようなデータセットの作成を検討している。



データセットA

- ID、性別、年齢階級のみ提供データの管理用データセットであり、第三者提供は行わない

データセットB

- 患者毎に紐付けを行い、3年分のデータ、および単年度分毎のデータからなるデータセット属性に加え医療費、傷病名など限られた情報のみのデータセット

データセットC

- 1回の入院、あるいは一連の外来診療をひとまとまりの単位として整備したデータセット
- データセットBと同水準の情報を含むデータセット

データセットD

- 1回の入院、あるいは一連の外来診療をひとまとまりの単位として整備したデータセット
- データセットCの情報に加え、診療行為別情報を加えている

個人の特定期間性の高いデータ

データセット細明細

- データセットDに加え、傷病名や診療行為、医薬品等のデータを全て盛り込んだデータセット
- 現在のレセプト情報等データベースに近いデータセット

現在のNDB特別抽出

6. サンプルングデータセットの整備について

平成25年6月7日
厚生労働省保険局総務課

サンプリングデータセットの整備について

サンプリングデータセットについて

探索的研究へのニーズに対応し、安全性に十分配慮したデータセットを、今後改善していくことを前提として試行的に提供する。」(第9回有識者会議資料 資料1より)

サンプリングデータセットの仕様の概要

(第11回有識者会議 資料1より。詳細は仕様書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002911e-att/2r9852000002912v.pdf> を参照)

- 「医科」「DPC」「調剤」レセプトについて、データセットを整備すること
- 当面は単月のデータで行うこと
- 抽出の割合については、「医科入院」「DPC」を10%、「医科入院外」「調剤」を1%とし、統計的な偏りを少なくするため、性別、年齢構成(5歳刻み年齢区分)については、全数データの構成割合と同じものとする
- レセプトに出現する回数が少ないコードについては、一定の割合で匿名化処理を行うこと



- 次回申出受付時には、すでに整備されている平成23年10月診療分に加えて平成24年10月診療分も整備し、要望に応じ提供する。データセットの仕様は同一とする。
- サンプリングデータセットの改善については、利用者からの意見を踏まえて今後検討する。

その他：今後の予定について

今年度の予定について

- 6月：第4回事前説明会（26日）
 - ・ 詳細は当室ホームページを参照
- 9月：第1回有識者会議分科会
 - ・ 第4回申出審査
- 12月前後：第16回有識者会議
- 12月前後：第5回事前説明会
- 3月前後：第2回有識者会議分科会
 - ・ 第5回申出審査

※なお、この他に必要に応じ適宜有識者会議を開催することがある。